

平成24年

第1回市議会臨時会 報告第1号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した奨学金返還請求事件について、被告らとの和解を平成24年2月28日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成24年5月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

- 1 被告 住所 *****
氏名 ***** (債務者)
住所 *****
氏名 ***** (連帯保証人)

2 和解内容

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、本件奨学金返還債務として、80,400円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員を、次のとおり分割して、毎月末日に限り、原告が発行する納付書により支払う。
ア 平成24年3月に限り、8,400円
イ 平成24年4月から平成25年3月まで、6,000円ずつ
- (3) 被告らが、前項の分割金の支払いを2回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告らは、原告に対し、連帯して、第1項の金員から既払額を控除した残額を直ちに支払う。